

下「福祉センター」という。)に改める。

第3条第1項中「広島市福祉センター条例（昭和48年広島市条例第101号）」を「条例」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第14条第1項の規定により福祉センターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合における第1項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「第3項の指定管理者」とする。

本則に次の1条を加える。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第4条 条例第15条第1項に規定する提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

告 示

広島市告示第276号

平成16年7月1日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条の規定に基づき、市営住宅附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙

新設する市営住宅附設駐車場（附設駐車場整備事業分）

名 称	所 在 地	構 造	建 設 年 度	区画 番号	月 額 使用料 (円)
戸坂東浄第二十六・第二十七・第二十八アパート附設駐車場	東区 戸坂新町 二丁目	アスファ ルト舗装	平成 15年度	56号	4,200

上記の規定に係わらず、平成16年7月1日から平成23年3月31日までの間は、附設駐車場の月額使用料については、次表に定める額とする。

名 称	区画番号	月額使用料(円)
戸坂東浄第二十六・第二十七・第二十八アパート附設駐車場	56号	2,100

広島市告示第277号

平成16年7月1日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	開設者氏名	指 定 年 月 日
三宅 歯 科	広島市中区住吉町 2番10号	三宅 通太	平成16年 5月27日
耳 鼻 咽 喉 科 くにもと医院	広島市安佐南区沼 田町大字伴字中大 原5769-1	國本 優	平成16年 6月1日
今井整形外科 クリニック	広島市安佐南区安 東二丁目11番 27号	今井 一彦	平成16年 6月7日
NTT西日本 中国健康管理 センタ	広島市南区比治山 本町11番40号	西日本電信電 話株式会社 代表取締役 社長 森下 俊三	平成16年 6月8日
京 橋 薬 局	広島市南区京橋町 1番2号 新京橋ビル5F	有 限 会 社 加 島 薬 品 代表取締役 加島 直	平成16年 6月14日
吉 田 医 院	広島市中区江波二 本松一丁目13番 20号	吉田 明浩	平成16年 7月1日
婦人科皆賀 クリニック	広島市佐伯区皆賀 一丁目10番32 号	丸山 孝夫	平成16年 7月1日
ひので薬局	広島市中区猫屋町 1番17号	株 式 会 社 し ま な み 代表取締役 安井 正和	平成16年 7月1日

広島市告示第278号

平成16年7月1日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	開設者氏名	辞 退 年 月 日
三 宅 歯 科	広島市中区立町 6 番 1 1 号	三宅 通太	平成16年 5 月17日
N T T 西日本 中国健康管理 センタ	広島市南区比治山 本町 1 1 番 4 0 号	西日本電信電 話株式会社 代表取締役 社長 上野 至大	平成16年 6 月 7 日
ひ の で 薬 局	広島市中区猫屋町 1 番 1 7 号	株 式 会 社 し ま な み 代表取締役 井上美智子	平成16年 5 月26日

広島市告示第 2 7 9 号

平成 1 6 年 7 月 1 日

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市南福祉事務所長 西 原 洋

1

(1) 本籍、住所、氏名及び生年月日

本籍：不詳

住所：不詳

氏名：自称 植木 美林（うえき よししげ）

生年月日：自称 昭和 1 5 年 3 月 2 8 日生れ

(2) 性別及び年齢

男性、自称年齢 6 4 歳

(3) 死亡人の特徴

身長 1 6 1 センチ位、体重約 4 5 キロ

頭髮は黒色で短髪

左鼻唇溝に小豆大の黒子、右頬部に小豆大の黒子

歯は、上歯 2 本のみ

着衣は、黒色のヤッケ、ジャージ様のズボン姿

(4) 所持品

無し

(5) 状況、死亡年月日及び死因

広島駅前大橋の下で生活されていましたが、5 月 9 日腹痛が著しいため救急車で尾鍋外科病院に搬送され、同日から緊急入院となりました。入院時からすでに重篤状態でした。

その後、病状回復せず、5 月 1 3 日に同院内で死亡されたものです。

(6) 死体の措置

広島市営火葬場の永安館において火葬の後、広島市東区山根町 1 番 2 6 号国前寺へ安置しております。

2

(1) 本籍、住所、氏名及び生年月日

本籍：不詳

住所：不詳

氏名：不詳

生年月日：不詳

(2) 性別及び年齢

男性、4 0 歳～6 0 歳位

(3) 死亡人の特徴

身長 1 6 7 センチ瘦せ型

頭髮は、長髪で白髪混じり

着衣は、エンジジャンパー、白色中袖ポロシャツ、黒色丸首半袖シャツ、白色綿パン、青色ジーパン、黒色ズボン、運動靴（黒色 2 6 . 5 センチ）、白色靴下

(4) 所持品

紺色スポーツバッグ 1 個、筆入 1 個、鏡 1 個、ナイフ 1 個

(5) 状況、死亡年月日及び死因

平成 1 6 年 5 月 1 6 日午前 7 時 2 0 分頃、広島市南区丹那町 1 0 番 1 9 号日本たばこ丹那町アパート東側階段の上り口のコンクリート上に段ボールを敷き、頭部を西側に向け仰向けで自転車カバーを下半身に掛け死亡しているところを通行人に発見されました。このアパートは、J T 広島工場の閉鎖により昨年 7 月から入居者のいない状態でした。広島南警察署で調査したところ 3 か月前に病死したものと認められました。

(6) 死体の措置

広島市営火葬場永安館において火葬後、広島市東区山根町 1 番 2 6 号国前寺へ安置しております。

上記のとおり、行旅死亡人を取扱いましたので、お心当たりの方は、広島市南福祉事務所へ申し出をしてください。

広島市告示第 2 8 0 号

平成 1 6 年 7 月 5 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	指定年月日
徳 永 呼 吸 睡 眠 クリニック	広島市中区幟町 1 3 - 4 広島マツダビル 2 F	平成 1 6 年 6 月 1 日
京 橋 心 療 クリニック	広島市南区京橋町 1 - 2	平成 1 6 年 6 月 1 日

広島市告示第281号

平成16年7月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

指 定 年月日	名 称	所 在 地	開設者名 (氏名)	住 所 (所在地)
平成16年 6月1日	アイリスケアセンター 舟入	広島市中区 舟入川口町 12-23 コマツ・エ ステート7 2F	株式会社ニチ イ学館 代表取締役 寺田 明彦	東京都千代田 区神田駿河台 2-9
平成16年 6月1日	居宅介護支援事業所 ビジテ	広島市安芸 区中野東四 丁目7-39	医療法人せの がわ 理事長 津久江一郎	広島市安芸区 中野東四丁目 11-13
平成16年 6月1日	アースサポート株式 会社広島在 宅サービス センター	広島市西区 三篠町一丁 目4-5	アースサポー ト株式会社 代表取締役 森山 典明	東京都渋谷区 本町一丁目8 -7
平成16年 6月1日	クリスタル 介護安佐南 サービ センター	広島市安佐 南区西原四 丁目33-41	株式会社クリ スタル介護 センター 代表取締役 嶋岡 学	東京都中野区 弥生町五丁目 20-7
平成16年 6月1日	ヘルパース テーション・イルカ	広島市西区 庚午北二丁 目17-4	有限会社 フォーユー 代表取締役 谷口 秀美	広島市西区古 江上一丁目 175-2-905
平成16年 6月1日	ニックス安 佐北居宅介 護支援事業 所	広島市安佐 北区可部三 丁目20-29	株式会社ニッ クス 代表取締役 西川 和吉	広島市安芸区 中野東一丁目 32-10
平成16年 6月1日	ニックス安 佐北訪問 介護事業所	広島市安佐 北区可部三 丁目20-29	株式会社ニッ クス 代表取締役 西川 和吉	広島市安芸区 中野東一丁目 32-10

平成16年 6月1日	クリスタル 介護広島中 サービ センター	広島市中区 千田町三丁 目10-10 見上ビル1F	株式会社クリ スタル介護 センター 代表取締役 嶋岡 学	東京都中野区 弥生町五丁目 20-7
平成16年 6月1日	サンキ・ウ エルビィ介 護センター 安佐北	広島市安佐 北区可部三 丁目18-12	サンキ・ウエ ルビィ株式会 社 代表取締役 社長 原田 和夫	広島市西区商 工センター六 丁目1-11
平成16年 6月1日	クリスタル 介護広島西 サービ センター	広島市西区 己斐本町二 丁目7-1 第二サン ケイビル 301号	株式会社クリ スタル介護 センター 代表取締役 嶋岡 学	東京都中野区 弥生町五丁目 20-7
平成16年 6月1日	松下電工エ イジフリー 介護チェー ン広島北	広島市安佐 南区西原一 丁目4-7	株式会 社 リョーキ 代表取締役 森川 照夫	広島市西区大 芝三丁目15 -24
平成16年 6月1日	クリスタル 介護佐伯 サービ センター	広島市佐伯 区五日市駅 前三丁目5 -31	株式会社クリ スタル介護 センター 代表取締役 嶋岡 学	東京都中野区 弥生町五丁目 20-7
平成16年 7月1日	有限会社 ケービジネ ス	広島市中区 千田町一丁 目2-16	有限会社ケー ビジネス 取締役 加藤 剛	広島市中区千 田町一丁目2 -16
平成16年 7月1日	でいさーび すちゅー りっぶ	広島市西区 楠木町三丁 目13-36	有限会社大堀 学園 代表取締役 大堀 寛人	広島市西区新 庄町41-27
平成16年 7月1日	ピーチ訪問 介護事業所	広島市東区 戸坂新町一 丁目5-31	有限会社ワイ プランニング 取締役 重松 靖久	広島市東区戸 坂新町一丁目 5-31
平成16年 7月1日	ライム居宅 介護支援事 業所	広島市東区 戸坂新町一 丁目5-31	有限会社ワイ プランニング 取締役 重松 靖久	広島市東区戸 坂新町一丁目 5-31

平成16年 7月1日	訪問看護ス テーション マロン	広島市東区 戸坂新町一 丁目 5 - 3 1	有限会社ワイ プランニング 取締役 重松 靖久	広島市東区戸 坂新町一丁目 5 - 3 1
平成16年 7月1日	デイサービ スつる・か め共和国	広島市南区 西蟹屋一丁 目 1 - 2 9	つる・かめ共 和国株式会社 代表取締役 北枝 敬一	広島市安佐南 区長束五丁目 3 2 - 1

広島市告示第 2 8 2 号

平成 1 6 年 7 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市
条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管してい
る自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧
に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 2 8 3 号

平成 1 6 年 7 月 1 2 日

計量法第 1 9 条の規定に基づき、計量器の定期検査を次のとお
り実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 実施区域

西区

2 期日、場所等

別紙のとおり

別紙

1 計量法第 1 9 条の定期検査で特定計量器検定検査規則第 3 9
条第 1 項の規定以外の特定計量器

期 日	場 所	受 付 時 間
9 月 1 6 日	井口小学校	午前 1 0 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 2 時 3 0 分 まで
9 月 1 7 日	井口中学校	
9 月 2 1 日	井口中学校	
9 月 2 7 日	中央市場	午前 1 0 時から正午まで
9 月 2 8 日	中央市場	
9 月 3 0 日	草津小学校	
1 0 月 1 日	古田公民館	

1 0 月 4 日	庚午小学校	午前 1 0 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 2 時 3 0 分 まで
1 0 月 5 日	己斐小学校	
1 0 月 6 日	己斐ショッピ ングセンター	
1 0 月 8 日	大芝小学校	
1 0 月 1 2 日	中広中学校	
1 0 月 1 3 日	三篠小学校	
1 0 月 1 5 日	天満小学校	
1 0 月 1 9 日	西隣保館	午前 8 時 3 0 分から正午まで 及び午後 1 時から午後 5 時ま で
1 0 月 2 1 日	南観音小学校	
1 0 月 2 5 日	観音小学校	
9 月 1 6 日～ 1 2 月 2 7 日 （土・日・祝 祭日は除く）	計量検査所	

2 計量法第 1 9 条の定期検査で特定計量器検定検査規則第 3 9
条第 1 項に規定された特定計量器

期 日	場 所
平成 1 6 年 9 月 2 7 日から同年 1 2 月 2 7 日まで	計量器の所在場所

広島市告示第 2 8 4 号

平成 1 6 年 7 月 1 3 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3
年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告
します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区上深川町字森之木 7 5 0 番 1 の一部
- 開発面積
A = 1 , 3 4 8 . 3 0 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県市川市富浜二丁目 1 5 番 1 号 7 1 3 室
小野 哲雄
- 検査済証交付年月日

平成16年7月13日

広島市告示第285号

平成16年7月15日

平成16年第3回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

1 招集日 平成16年7月22日

2 招集場所 広島市役所

3 付議事件

(1) 平成16年度広島市下水道事業会計補正予算(第2号)

(2) 専決処分の報告について

ア 市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決和解

イ 段原土地区画整理事業の小宅地対策に関し和解したもの

広島市告示第286号

平成16年7月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示第287号

平成16年7月16日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 休止する駐車場

広島市市営中島町第一駐車場及び中島町第二駐車場

2 休止する日時

休 止 す る 日	休 止 す る 時 間
平成16年8月6日(金)	午前9時から午前9時30分まで

3 休止する理由

平和記念式典が開催されることに伴い、道路交通法第5条の規定に基づき車両の通行が禁止されるため。

広島市告示第288号

平成16年7月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

1 供用を開始する年月日

平成16年7月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。3 供用を開始する排水施設の位置
別図のとおり。

別図 略

(別紙)

区 分	下 水 を 排 除 す る 区 域		排 水 施 設 の 方 式
	区 名	町 名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	八木三丁目、八木四丁目、八木五丁目、八木九丁目、緑井七丁目及び沼田町の各一部	分流通式
	安佐北区	小河原町の一部	
	安芸区	瀬野五丁目及び畑賀一丁目の各一部	
	佐伯区	五日市一丁目及び五日市中央三丁目の各一部	
汚水を排除	東 区	馬木一丁目及び温品八丁目の各一部	分流通式
	西 区	古江西町の一部	
	安佐南区	八木三丁目、緑井七丁目、緑井八丁目、東野二丁目、東野三丁目、安東三丁目、上安七丁目、高取北一丁目、長楽寺一丁目、長楽寺二丁目、東原三丁目、西原九丁目、祇園五丁目、山本八丁目、伴東六丁目及び沼田町の各一部	
	安佐北区	小河原町、上深川町、深川三丁目、大林一丁目及び亀山九丁目の各一部	
	安芸区	瀬野五丁目、中野東四丁目、中野東六丁目、畑賀一丁目、矢野東五丁目及び矢野西七丁目の各一部	
		五日市町、利松一丁目、利松二	